文京区告示　第二百三十一号

別紙記載の者について、介護保険法に係る通知を送付したが、住所及び居所が不明のため送達が不能であった。よって、介護保険法第百四十三条の規定に基づき準用する地方税法第二十条の二の規定により告示する。

なお、この書類は本職において保管し、送達をうけるべき者から申し出があった場合は、これを交付する。

令和八年十月二十九日

文京区長　成澤　廣修

一、送達があったとみなす日　令和八年十一月五日

一、交付する場所　文京区福祉部介護保険課

一、送達すべき書類　介護保険法に係る通知（二〇二六文福介第千九百三号）

（別紙）

【送達すべき書類】

介護保険法に係る通知（文書番号：2026文福介第1903号）

| 通番 | 氏名 |
|---|---|
| 1 | 米竹　嘉江 |
| 2 | 吉田　友江 |